

申し合わせ事項について（会派代表質問について）

改正後	改正前
(略) ◎代表質問について ・ 3 名以上構成の会派の議員でなければ、できないものとする。 (平成19年 1 月 16 日申し合わせ) ・ <u>代表質問は、議案質疑、一般質問について行うことができる。</u> ・ <u>代表質問をした会派に属する質問者以外の議員においては、代表質問に関連しない内容であれば、議員個人として一般質問を行うことができる。</u> ・ <u>質問の順番については、会派代表を優先する。</u> (令和 年 月 日申し合わせ) ◎一問一答方式・持ち時間制について 本会議における議案質疑及び一般質問は、質問席（議席側の演壇）において行うこととし、初回の質疑・質問は総括して行い、再質疑・再質問からは一問一答で行うものとする。また、時間については答弁を含め 60 分以内とする。 (平成 23 年 1 月 19 日改正決定) (略)	(略) ◎代表質問について 3 名以上構成の会派の議員でなければ、できないものとする。 (平成19年 1 月 16 日申し合わせ) ◎一問一答方式・持ち時間制について 本会議における議案質疑及び一般質問は、質問席（議席側の演壇）において行うこととし、初回の質疑・質問は総括して行い、再質疑・再質問からは一問一答で行うものとする。また、時間については答弁を含め 60 分以内とする。 (平成 23 年 1 月 19 日改正決定) (略)